# 報酬等に関する開示事項

## 1. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等に関する 組織体制の整備状況に関する事項

#### (1)「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」及び「対象従業員等」(合わせて「対象役職員」)の範囲については、以下のとおりであります。

①「対象役員」の範囲

対象役員は、当行の取締役及び監査役であります。 なお、社外 取締役及び社外監査役を除いております。

②「対象従業員等」の範囲

当行では、対象役員以外の当行の役員及び従業員ならびに主要な連結子会社等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当行及びその主要な連結子会社等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

なお、当行の対象役員以外の役員及び従業員ならびに主要な連結子会社等の役職員で、対象従業員等に該当する者はおりませ

(ア)「主要な連結子会社等」の範囲

「主要な連結子会社等」とは、銀行の連結総資産に対する当該子会社等の総資産の割合が2%を超えるもの及びグループ経営に重要な影響を与える連結子会社等であり、当行には該当する連結子会社等はありません。

(イ)「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当行の有価証券報告書記載の「役員区分」ごとの「報酬等の総額」を同記載の対象となる役員の「員数」により除することで算出される「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。

(ウ)「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」の範囲

「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行、当行グループ、主要な連結子会社等の業務の運営に相当程度の影響を与え、または取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

### (2) 対象役職員の報酬等の決定について

① 対象役員の報酬等の決定について

当行では、株主総会において役員報酬の総額(上限額)を決定しております。株主総会で決議された役員報酬限度額の範囲内で、取締役の報酬の個人別の配分については、取締役会に一任されております。また、監査役の報酬の個人別の配分については、監査役の協議に一任されております。

(3) 報酬委員会等の構成員に対して払われた報酬等の総額及び報酬 委員会等の会議の開催回数

	開催回数 (平成23年4月1日~平成24年3月31日)	報酬等の総額	
取締役会	40	_	

- (注)報酬等の総額については、取締役会の職務執行に係る対価に相当する部分のみを切離して算出することができないため、報酬等の総額は記載しておりません。
- 2. 当行 (グループ) の対象役職員の報酬等の体系の 設計及び運用の適切性の評価に関する事項
- (1) 報酬等に関する方針について
- ①「対象役員」の報酬等に関する方針

当行の役員の報酬等につきましては、当行の業績等を総合的に 勘案して決定しております。

取締役の報酬等については、株主総会において決議された役員 報酬限度額の範囲内で、取締役会にて決定しております。

なお、監査役の報酬等については、株主総会において決議され た役員報酬限度額の範囲内で、社外監査役を含む監査役の協議に より決定しております。

3. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系と リスク管理の整合性ならびに報酬等と業績の連動 に関する事項

対象役員の報酬等の決定にあたっては、株主総会で役員全体の報酬 総額が決議され、決定される仕組みになっております。

## 4. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の種類、 支払総額及び支払方法に関する事項

#### 対象役職員の報酬等の総額

(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

区分	人数(人)	報酬等の 総額 (百万円)	固定報酬	州の総額 基本報酬	株式報酬型 ストックオプション	その他
対象役員 (除く社外役員)	10	124	124	124	_	_

区分	変動報酬の	D総額	退職慰	その他		
		基本報酬	賞与	その他	労金	-C 071B
対象役員 (除く社外役員)	_	_	_		_	_

## 5. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系に 関し、その他参考となるべき事項

特段、前項までに掲げたもののほか、該当する事項はございません。